

委員会からのお知らせ

第194回 食品安全委員会議事概要

平成19年6月14日(木) 14:00~15:00

議事概要:

(1) 農薬専門調査会における審議状況について

1) 「キノキシフェン」に関する意見・情報の募集について

- ・事務局から説明。
- ・取りまとめられた評価書(案)について意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

<参考>

- 1) 殺菌剤で、日本国内での農薬登録はなく、ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準値が設定されています。

(2) 添加物専門調査会における審議状況について

1) 「ケイ酸カルシウム」に関する意見・情報の募集について

- ・事務局から説明。
- ・取りまとめられた評価書(案)について意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

<参考>

- 1) 粉末状または顆粒状食品の固結防止剤、錠剤・カプセル食品の製造用剤として広く欧米諸国で使用されています。

(3) 新開発食品専門調査会における審議状況について

1) 「おなか納豆」に関する意見・情報の募集について

- ・事務局から説明。
- ・取りまとめられた評価書(案)について意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

<参考>

- 1) 納豆菌芽胞を特定の保健の目的に資する栄養成分とし、お腹の調子を整える旨を特定の保健の目的とする納豆形態の食品です。

(4) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について

1) 農薬 イミダクロプリド

- ・「一日摂取許容量(ADI)を0.057mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果を決定し、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

<参考>

- 1) 殺虫剤で、とうもろこし、大豆、ばれいしょ等を使用し、稲への適用拡大申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準値が設定されています。

(5) 米国における対日輸出認定施設等の現地査察結果及び対日輸出プログラムの遵守の検証期間の終了について

- ・厚生労働省及び農林水産省から「米国における対日輸出認定施設等の現地査察結果」及び「対日輸出プログラムの遵守の検証期間の終了」について報告。

- ・質疑の後、委員長から厚生労働省及び農林水産省に対し、以下のまとめのコメントがあった。

- 1) 米国产輸入牛肉の混載事例に対する査察結果から、いずれも米国側のシステムは機能しており、米国产牛肉等のリスク評価の前提を満たすものであったということが確認できたということ。
- 2) システムの問題とそれ以外の問題との区別について、国民の皆さんに丁寧に説明して頂きたいということ。
- 3) 輸出プログラムの遵守に関する検証結果については、プリオン専門調査会に対し、しっかりと説明して頂きたいということ。
- 4) 検証期間終了後も、引き続き、輸入時検査や査察の実施等を通じ、対日輸出プログラムの遵守の検証をしていくとのことであるが、委員会としても、必要に応じ、報告を受けたいということ。